

火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（避雷設備の位置及び構造に係る日本産業規格の指定）</p> <p>第6条の6  条例第16条第1項に規定する消防総監が指定する日本産業規格は、<u>日本産業規格Z9290（雷保護）－3－2019</u>とする。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>（避雷設備の位置及び構造に係る日本産業規格の指定）</p> <p>第6条の6  条例第16条第1項に規定する消防総監が指定する日本産業規格は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>㊦</u> 日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）－2003</p> <p><u>㊧</u> 日本産業規格A4201（建築物等の避雷設備（避雷針））－1992</p>
<p>備考  表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日までにその工事に着手する建築物の避雷設備については、この告示による改正後の火災予防施行規程第6条の6の規定によらないで、この告示による改正前の火災予防施行規程第6条の6の規定によることができる。